豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業 入札説明書等の新旧対照表

平成20年6月6日

			十成 20 平 6 月 6 日			
No.	種別	頁	項目	修正前	修正後	
1	入札説明書	5	第 2 6 (2)イ	(略)	変動料金 (7) 提供対象者数の保証 市は、運営期間中に提供する給食数について、各年度毎(5 月1日時点)の対象者数(事業者が給食を提供すべき児童生徒数と教職員数を合算した数)が 7,500 食/日以上となることを前提に提案書を求めることとする。また、(イ) に示すとおり、提供給食数の変更の可能性があるが、市は、何れの場合においても 10,000 食/日を超える要求は行わない。 (4) 提供食数の決定方法 市が保証する部分の提供対象者数に対し、児童生徒の転出入、教職員用給食、学校行事等開催等を踏まえ、提供食数については選定事業者において各学校と調整のうえ集計し、給食実施日の2週間前(休日の場合はその前日)までに、市に報告し承認を得て、確定する(以下、「確定提供食数」という。)。市は、選定事業者が行う提供食数の把握に当たり、文書、FAX等により必要な情報等を提供する。変動料金の算定の際に用いる食数(以下、「変動料金算定基礎食数」という。)は、確定提供食数とする。 ただし、提供食数の確定後に以下の突発的な事由により減となった場合の変動料金算定基礎食数は、下表のとおりとする。 表 突発的事由による給食提供数の減少に伴う変動料金算定基礎食数 事由 「行事など以下に示す2事由以外で給食実施日の2週間前までに市、選定事業者において把握できないものによる変更の場合 白風の接近が予測されることにより、給食を中止する場合	
					<u>する。</u>	

No.	種別	頁	項目	修正前	修正後
					流行性感冒などにより学級 開鎖となる学級が発生した 場合、若しくは学校閉鎖となる学校が発生した場合 なお、確定提供食数においては、7,500 食/日未満の場合もあり得るが、市はこの部分について何ら保証するものではないことに留意すること。 (ウ) 選定事業者従業員用給食本事業の対象外であるが、事業者の従業員用の給食については、最大100食を市に要請できる。しかし、当該提供日の総提供数が10,000食を超える場合は、この範囲内での要請とする。市は、要請食数に応じて給食費(食材費に変動料金単価を加算した額)を徴収する。
2	設計・建設要求 水準書	_	別紙 1	(略)	駐車場予定地の図面を修正(公表資料参照)
3	設計・建設要求 水準書		別紙4	(略)	給水管の敷設位置を記載(公表資料参照)
4	様式集	19	4-2	入札金額記載欄下の注意書き ※入札金額は、様式 6-5e の長期収支計画表のサービス購入料A -1、A-2、及びBの事業期間中の支払額の単純合計額とし てください。	
5	様式集	_	6-5b	(略)	_(公表資料参照)_
6	様式集	_	6-5c	(略)	(公表資料参照)
7	様式集		6-5d	(略)	(公表資料参照)
8	様式集	_	6-5e	(略)	(公表資料参照)